

【法人パッケージのご案内】

## 赴任者の税負担・確定申告関連サポート

グロスアップ計算+医療費立替精算/赴任者の確定申告サポート

*two*  *miles*  
Tax • Accounting • Outsourcing



2024年12月1日



## 始めに

アメリカへ駐在員を派遣する企業の皆様、グロスアップサービス、確定申告書の作成について、現行会計事務所とコミュニケーション面や費用面で問題を抱えておりませんか？

Two Miles会計事務所では、企業の予算に合わせた柔軟な対応で、コストを抑えながら安心のサポート体制を構築。実績豊富なグロスアップサービスを提供し、リスクと費用負担を最小限に抑えるお手伝いをいたします。数々の企業様から信頼を得ている当社にお任せいただければ、面倒な手続きや不安な点を解消することをお約束致します。

**Two Miles Accountancy Corporation**

医療費精算は、グローバルで100社以上に利用されているヘルスケアプログラムに組み込まれているサービスの一つです。

アメリカでの医療費と医療保険の増加は、駐在員・家族が自己負担の増加や立替精算数も比例し増える傾向があります。

企業様のご要望を元に構築した「グロスアップ+医療費立替精算サービス」のご利用は、年々増えている立替精算作業を確実に減らすことができます。また、集計データを提携パートナーのTwo Miles社と連携しますので、各個人毎の医療費の金額や関連資料をグロスアップのために改めて提出することが不要となります。

長期に亘って培ったノウハウを活用し、アメリカ進出をする企業様のお困り事のサポートを今後も行ってまいります。

**PRESTIGE INTERNATIONAL USA INC.**

# 駐在員の確定申告、 グロスアップ、医療費精算 サービスとは



**コスト削減に加え、人事・総務・会計担当と駐在員・家族の手続きの負担を確実に軽減いたします。**

※ 本サービスは、Two Miles社と業務提携して提供するサービスとなります。グロスアップ計算、確定申告の代行業務はTwo Miles社が提供いたします。

## <サービス内容>

- 確定申告申請書の作成
- グロスアップ計算+医療費精算サービス
  - ✓ グロスアップ計算代行
  - ✓ 申請先窓口、自己負担分の医療費査定
  - ✓ 申請書の不備、赴任者への連絡や不足、追加書類の案内
  - ✓ 医療費の算出と報告
  - ✓ グロスアップ用に会計事務所との連携

## 本サービスが選ばれる理由

「確定申告申請書の作成」と「グロスアップ」の  
確実にコストを削減\*



リーズナブルな料金で対応スピードや  
サービス品質の高いサポートを提供し  
ており、確実にコスト削減が図れます。

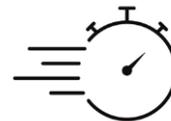
\* 成約ベースのご契約

提出資料やデータ、  
会計事務所との  
やり取り作業を削減



医療費精算サービスをご利用に  
なることで、会計事務所にとって  
最も工数のかかる保険費用の個  
人負担分の状況確認も簡素化  
されますので、更にコスト抑制につ  
ながります。

駐在員・家族が  
自己負担した医療費の立  
て替え精算業務の削減



立替精算の申請先窓口、自己  
負担分の医療費査定、申請書  
の不備や赴任者への連絡や不  
足、追加書類の案内、毎月の集  
計を行うため、煩わしい業務が  
削減されます。

駐在員・家族の個人の  
医療情報（PHI）の取り扱  
いが不要



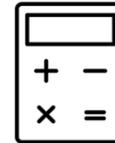
駐在員・家族は、直接弊社と医療  
費の立替精算を行いますので、連邦  
法や州法に基づいてセンシティブな  
医療個人情報への取り扱いが不要と  
なります。

# 確定申告書の作成、グロスアップ計算



## 確定申告書の作成業務

個々の赴任者の状況を適切にヒアリングし、  
最適な申告をお手伝いいたします。



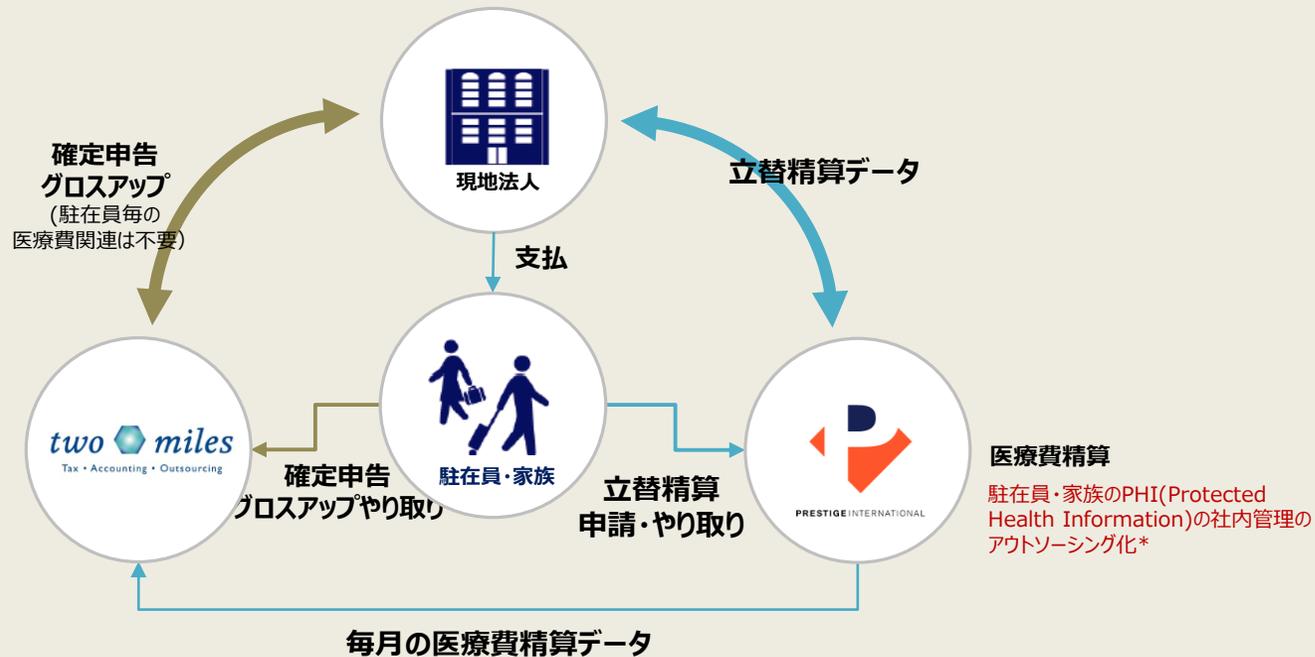
## グロスアップ計算：赴任者の税負担、 個人/企業の医療費負担の適正化

税金計算、福利厚生額や給与額の更新等、  
グロスアップ計算とその計算周期の見直しをサ  
ポートいたします。

現在の会計事務所より確実にコスト削減\*と丁寧で迅速なサービスを日本語で対応いたします。

\*成約ベースのご契約

# グロスアップ計算と医療費精算サポート



## 医療費精算のサービスメニュー

**【請求書類取り付け】** 弊社が申請窓口となり、書類の受付や、書類に不備・不足があれば、申請者と直接やり取り  
\* 病院への資料取り寄せは対象外。

**【医療費査定】** 現地医療保険利用後に発生する自己負担の精算業務。貴社の規定に基づく自己負担費用の算出/健保点数による自己負担額の算出/データ入力と発生した自己負担費用の査定/データ集計と報告 (月次)

**【還付金支払い代行】** 還付金の送金代行

**【オプション：健保請求サポート】** 健保請求書類の作成サポート (医科・歯科) ※オプションサービスは、社員数、健保の申請書を確認し、別途お見積り

グロスアップ計算と医療費精算サービスの利用で、貴社と会計事務所にとって  
最も工数のかかる保険費用の個人負担分の状況確認と集計作業が簡素されます。

## ご契約迄の流れ



**STEP 1**  
**サービス概要  
のご説明**

サービスのご説明と現状  
の確認させていただきます。



**STEP 2**  
**お見積りのご提示**

確認内容を踏まえて、お  
見積りをお送りします。



**STEP 3**  
**サービスへのお申込みと  
要件確定と準備**

運用開始に向け、協議と  
スキームの確認と決定をし  
ます。また、ツールやイン  
フラの構築を行います。



**STEP 4**  
**代行業務開始**

確定申告書作成、グロ  
スアップ計算を開始。医  
療費の立替精算業務を  
開始します。

上記のステップに沿って、運用開始の準備をし、人事・総務・経理担当者の皆様のサポートします。

# サービス料について

本サービスを活用された場合の比較例

	Two Miles会計事務所	現行会計事務所
<b>&lt;費用面&gt;</b>		
確定申告書作成費用	\$ 950	\$ 1,200
グロスアップ処理費用	\$ 1,050	\$ 3,600
医療費計算サポート費用	\$ 240	対応なし
<b>&lt;業務内容&gt;</b>		
担当者使用言語	日本語	英語
ミーティング対応タイムゾーン	米国及び日本	インド
統括担当米国会計ライセンス	あり	なし
お客様が情報提供にかかる時間	1.5時間/年	5.0時間/年
グロスアップ更新頻度	年初及び年末	毎月

※医療費立替精算(初期費用、処理手数料が別途必要となります)



## お問合せ先

本サービスのお問合せ先は、以下の通りとなります。

### Two Miles Accountancy Corporation 会計税務部門

担当： 藤村 伸吾 Shingo Fujimura, CPA  
住所： 400 N. Tustin Avenue, Suite 240, Santa Ana, CA 92705  
電話： 714-437-5823

お客様のニーズに応じ、初期コンサルティングから税務リスクと年間コストを削減できる最適なプランをご提案いたします。  
品質もコストも妥協しないサービスをお約束いたしますので、ぜひ他社との違いをご体感ください。

医療費精算サービスのみのご提供をご希望の場合は、以下にお問合せ下さい。

### PRESTIGE INTERNATIONAL USA INC.

Premio法人サービス(BDD)  
住所： 19800 MacArthur Blvd #400 Irvine, CA 92612  
お問合せ：オンラインフォーム [こちら](#)

# 会社概要



会社名	株式会社プレステージ・インターナショナル (英名 : Prestige International Inc.)
設立	1986年10月 (3月決算)
資本金	16億121万円
上場市場	東京証券取引所 プライム市場 (2022年4月4日より)
事業内容	BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オートモーティブ事業</li> <li>・プロパティ事業</li> <li>・グローバル事業</li> <li>・カスタマー事業</li> <li>・金融保証事業</li> <li>・IT事業</li> <li>・ソーシャル事業</li> </ul>
従業員数	連結 : 4,982人
拠点	世界18ヶ国 29拠点

会社名	<u>Two Miles Accountancy Corporation.</u>
設立	1998年
事業内容	専門分野 駐在員申告書、米国と日本のクロスボーダー 税務申告書、IRSからの調査対応
拠点	ロサンゼルス、ホノルル、横浜、フィリピン
本社住所	400 N Tustin Ave Ste 240, Santa Ana, CA 92705
本社連絡先	Contacts +714-437-5823 info@twomiles.net WEBサイト <a href="https://www.twomiles.net/">https://www.twomiles.net/</a>

## ■BPOセンター(秋田、山形、富山、各1,000人規模)



## ■本社、各営業所



## 参考資料：個人の確定申告書作成とグロスアップ計算の流れ

グロスアップテーブルの作成



年末調整



個人申告書の作成

# 参考資料1:

## グロスアップテーブルの作成:

→そもそも何でアメリカの会計事務所に給与処理を頼まないといけないの？

アメリカで何の福利厚生費が課税対象になるかを判断し、手取り金額を確定させるためです。

この記事をご覧のお客様も含め、恐らく駐在員各位の給与は、給与総額ではなく手取り金額で決まっているかと思います。そのため、手取り金額から給与総額を逆算して計算する必要があります。逆にこれを怠った場合、最終的に確定申告書で大きく追徴課税とペナルティが発生する可能性がございます。

仮に家賃補助などの福利厚生ゼロ、総額支給で手取保証なし、という形であればグロスアップは必要ございません。

ただし、日本の生活と同水準での給与を保証する、という形式を取る以上、これはほとんどのお客様にとって難しいのが現状かと存じます。具体的にアメリカの給与に含まれる例は以下の通りです。

- 駐在員の銀行口座に振り込まれる給与
- 米国家賃補助
- 日本への一時帰国費用
- 引っ越し費用補助
- 子供の教育費補助
- 個人負担分の医療保険費用
- 実費としてかかる医療保険費用
- 個人使用分の車のリース代、ガソリン代
- 日本で支払われている給与、ボーナス
- 日本で支払われているその他福利厚生費

## 参考資料2:

### 年末調整 :

→毎月グロスアップをしているのに何故また同じことを年度末に行わなければいけないの？

→はい。

理由としては、期中に税率が変わったり、日本円の為替レートが変わったりすることに加え、お車の年間個人使用率や、暫定計算していた冬のボーナスが確定するためです。

その他にも、期中に取りもらした福利厚生費用をカバーした上で、給与の源泉徴収額に過不足をなくするための最終計算を行う必要がございます。逆に言えば、期中の作業費用を減らすことは出来るかもしれませんので、ぜひ貴社の内情をお聞かせ頂ければ幸いです。

### 確定申告書の作成 :

→では、グロスアップをしていれば、確定申告書で追徴金も還付金も発生しないの？

→はい。

仮に駐在員の収入が会社から支給されている給与だけであれば、確定申告書を作成した結果、税額の過不足はほとんど生じません。

ただ実際は、給与処理で報告できない「会社の給与以外の」個人所得がある場合は追徴金や還付金が発生します。例えば、個人投資から発生する、利子、配当、売却益。日本の家を貸し出したことによる賃貸収入。その他にも、日本に残る奥様が働いて稼いだ収入、などが該当します。